

選挙は、私たちの暮らしをより良くするための大切な機会です。一人ひとりが投票することで、私たちの声を政治に届け、より良いまちづくりに参加できます。例えば、子育て支援や高齢者福祉、防災対策など、日々の生活に直結する政策は、あなたの一票によって形作られていきます。忙しい毎日の中でも、ほんの少しの時間を使って投票することで、あなたの思いが形になります。



参議院選挙

投票日

7月20日(日)

投票時間

午前7時～午後6時

投票所に行くときは…

投票所入場券を持って行きましょう

世帯ごとに通知を郵送します
「投票所入場券」は、封書で1枚に4人分の入場券がつづってあります。「投票所入場券」をお持ちでない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。



投票日に投票所へ行けない方は…

期日前投票をご利用ください

下妻市の選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や外出などで投票所へ行くことができないと見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票できます。投票の際は、ご自分の「投票所入場券」をお持ちください。

期日前投票所	期日前投票期間	投票時間
下妻市役所1階交流スペース 千代川公民館1階ロビー	7月4日(金)～19日(土)	午前8時30分～午後8時
下妻市立図書館1階	7月17日(木)～19日(土)	午前9時～午後8時

期日前投票にお越しいたぐときは、「投票所入場券」裏面の「宣誓書(兼請求書)」にご記入のうえ、お持ちください。
「投票所入場券」をお持ちでない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

ご確認ください!

下妻市で投票できる方・できない方

下妻市で投票できます

- 日本国籍で平成19年7月21日以前の生まれ
- 令和7年4月2日以前に下妻市へ転入届出をした
- 投票する日まで引き続き下妻市内に住んでいる

下妻市で投票できません

- 平成19年7月22日以後の生まれ
- 令和7年4月3日以後に下妻市へ転入届出をした
- 下妻市外に転出した

下妻市に転入 ※転入は役所に届出した日	4月2日以前に転入し、引き続き居住している	4月3日以後に転入	
	下妻市で投票できます	前住所地に選挙人名簿登録があれば前住所地で投票できます	
下妻市から転出 ※転出は異動した日	3月2日以前に転出	3月3日～4月2日に転出	4月3日以後に転出
	新住所地で投票できます	新住所地で選挙人名簿登録があれば新住所地で投票できます	下妻市で投票できます

万が一のことがあっても安心

不在者投票ができます



滞在先で行う不在者投票

投票日当日に仕事や出産などで下妻市外に滞在し、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。
滞在先で行う不在者投票は、以下の手続きをするため日数がかかります。

- ① 下妻市への請求書提出
- ② 滞在先への投票用紙の発送
- ③ 下妻市への投票用紙の返送



詳しくは市HPをご覧ください。

※請求書の提出は、市HPから様式をダウンロードして、総務課窓口へ直接持参、もしくは郵送、または市公式LINEによるオンライン申請(マイナンバーカード必須)にて可能です。

病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や施設などに入院・入所の方は、施設内で不在者投票ができます。詳しくは各施設へお問い合わせください。

郵便などによる不在者投票

郵便などによる不在者投票ができる方
<表1>にあてはまる方は、郵便や信書便で不在者投票ができます。(投票用紙は本人が記入)。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

<表1>

	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

※証明書の取得には、証明書交付申請書と障害者手帳(本人)などの提出が必要です。

代理記載が認められる方

<表1>・<表2>ともあてはまる方が認められます。あらかじめ下妻市選挙管理委員会に届け出た代理記載人(選挙権を有する方)1人に代筆させることができます。

<表2>

	障害名	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢・視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢・視覚の障害	特別項症～第2項症

※詳細は選挙管理委員会までお問い合わせください。